|  |
| --- |
| **５０４８．一括特例申告事項呼出し** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＴＫＢ０１ | 一括特例申告事項呼出し |

１．業務概要

「一括特例申告事項登録（ＴＫＡ０１）」業務に先立ち、システムに登録されている複数の輸入（引取）許可時（特例委託輸入（引取）許可時を含む。）の情報を呼び出す。

また、ＴＫＡ０１業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。

ＴＫＡ０１業務によりシステムに登録した情報に、特例申告の対象とする輸入（引取）許可時の情報を新たに追加する場合は、本業務により追加して呼び出すこともできる。

２．入力者

通関業

３．制限事項

一括して特例申告する輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告を含む。）は５０件以下であること。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②特例申告事項訂正の呼出しの場合は、輸入申告ＤＢに登録されている事項登録を行った入力者であること。

③一括して特例申告する全ての輸入（引取）申告について、申告等種別が「Ｈ」または「Ｊ」以外の場合は、輸入申告ＤＢに登録されている申告者と同一であること。

（２）入力項目チェック

　　（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

　（Ｂ）項目間関連チェック

なし。

（３）輸入申告ＤＢチェック

（Ａ）一括特例申告番号欄に入力された一括特例申告番号について以下のチェックを行う。

①入力された一括特例申告番号が輸入申告ＤＢに存在すること。

②ＴＫＡ０１業務によりシステムに登録された情報であること。

③特例申告期限日を過ぎていないこと。

④特例申告がされていないこと。

⑤特例申告手作業移行の登録が行われていないこと。

（Ｂ）輸入（引取）申告番号欄に入力された輸入（引取）申告番号単位に以下のチェックを行う。

①入力された輸入（引取）申告番号が輸入申告ＤＢに存在すること。

②輸入（引取）許可されていること。

③特例申告期限日を過ぎていないこと。

④特例申告事項登録及び特例申告がされていないこと。

⑤特例申告手作業移行の登録が行われていないこと。

⑥管理方式がシーリング方式の特恵税率（特別特恵税率を除く。）または管理方式が特殊なシーリング方式のＥＰＡに基づく税率が適用された欄が含まれないこと。

⑦輸入承認証等識別欄に減免戻し税等明細書に対応するコードの入力がないこと。

（Ｃ）一括特例申告番号欄に入力された一括特例申告番号及び輸入（引取）申告番号欄に入力された輸入（引取）申告番号について、輸入申告ＤＢに登録されている以下の項目が、すべて同一であること。

①輸入者コードの先頭８桁または１３桁

②あて先税関

③都道府県コード

④輸入（引取）許可年月

（Ｄ）輸入（引取）申告番号欄に入力された輸入（引取）申告番号について、輸入申告ＤＢに登録されている申告等種別コードが、以下の組み合わせのいずれかであること。

①「Ｈ」と「Ｊ」

②「Ｎ」と「Ｐ」

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コード「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の処理を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

①輸入者コード欄を入力した場合で該当する輸入（引取）申告番号が５０件を超える場合。

②輸入（引取）申告番号欄を入力した場合で、合計欄数が９９欄を超える場合。

（３）一括特例申告呼出し結果情報編集出力処理

入力された輸入者コード、あて先税関コード、都道府県コード及び特定月に該当する輸入（引取）申告番号を輸入申告ＤＢより抽出する。なお、特例委託表示欄に「Ｙ」が入力された場合は、特例委託輸入（引取）申告の情報を抽出する。一括特例申告呼出し結果情報の編集及び出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（４２）一括特例申告事項登録情報編集出力処理

輸入申告ＤＢより一括特例申告事項登録情報の編集及び出力を行う。なお、入力された輸入（引取）申告番号に紐づく欄数の合計が９９欄を超える場合は、繰返し１番目の輸入（引取）申告番号から申告番号単位に９９欄に収まるまで出力する。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 一括特例申告呼出し結果情報 | 輸入者コードを入力した場合 | 入力者 |
| 一括特例申告事項登録情報 | 以下のいずれかの条件を満たす場合  （１）一括特例申告番号を入力した場合  （２）輸入（引取）申告番号を入力した場合  なし | 入力者 |

７．特記事項

（１）輸入者コードまたは輸入（引取）申告番号による呼び出し結果について

（Ａ）輸入者コードによる呼出し結果の場合

入力された輸入者コード等に紐づく情報が輸入申告ＤＢに５１件以上登録されている場合は、一括特例申告呼出し結果情報に５０件目までしか出力できないため、「一括特例申告（ＴＫＣ０１）」業務または「輸入申告変更（ＩＤＥ）」業務にて特例申告実施後に、再度実施する必要がある。

（Ｂ）輸入（引取）申告番号による呼出し結果の場合

ＴＫＡ０１業務実施後に、一括特例申告番号に紐づく輸入（引取）申告番号を対象外にする場合は、一括特例申告対象外識別欄に「Ｙ」を入力することにより、対象外とした輸入（引取）申告番号に紐づく欄の情報を削除し、欄を詰めた状態で一括特例申告事項登録情報を出力する。また、一括特例申告番号に追加で紐づける場合は、輸入（引取）申告番号を入力することにより、追加する情報を登録されている欄の次欄から一括特例申告事項登録情報に出力する。